

第 16 回岩手県政府調達苦情検討委員会 会議録

1 日時

平成 28 年 3 月 15 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 3 時 40 分まで

2 場所

岩手県公会堂 11 号室

3 出席者

（委員）

大和久 政 也

斎 藤 千加子

東海林 智 恵

田 村 賢 一

中 野 智

（事務局）

紺 野 由 夫 岩手県会計管理者兼出納局長

千 葉 達 也 出納局指導審査課長

村 井 琢 巳 出納局指導担当主任主査

佐 藤 幸 出納局指導担当主査

大和田 太 基 出納局指導担当主事

4 会議の概要

(1) 開会

〔千葉指導審査課長〕

ただいまから、第 16 回岩手県政府調達苦情検討委員会を開催する。はじめに、本委員会は、委員全員の出席があることから委員会要綱の規定どおり開会することができることを報告する。それでは、紺野会計管理者兼出納局長より、ご挨拶申し上げます。

(2) 会計管理者挨拶

第 16 回岩手県政府調達苦情検討委員会の開会にあたり、挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。また、本委員への就任にあたっては、快くお引き受けいただき、感謝申し上げます。

まず、東日本大震災津波の発災から 5 年となった。

現在、県は、復興計画に基づき、第 1 期の基盤復興の成果を土台とし、第 2 期の本格復興に邁進している。来年度は、第 2 期の本格復興期間の最終年度として、次につなげる重要な年であり、実施計画に掲げた事業を確実に成し遂げるという意志を込め、「本格復興完遂年」と位置付けた。

1日も早く元の生活に戻ることを願う被災者の皆様の重いに応えるため、復興を協力を推し進めてゆく所存である。

さて、政府調達を巡る動向についてであるが、後ほど事務局より説明するが、WTOの改正議定書が平成26年4月に発効したことを受けて、本県においても関連する規程等の改正をおこなってきたところである。

また、昨年10月にTPP協定が大筋合意に至り、先月署名がなされたところである。今後、交渉参加国において批准手続きが行われる予定であるが、政府調達分野における今後の動向を注視していく必要があると考えている。

委員の皆様には、今後2カ年にわたり、ご指導をいただきたいと思っているので、特段のご配慮をお願いするとともに、忌憚のないご意見、ご提言をお願いする。

(3) 委員紹介

千葉指導審査課長が出席者名簿により各委員の紹介をした。

(4) 概要説明

参考資料5により特定調達契約について概要を説明した。

(5) 議事「委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について」

[千葉指導審査課長]

議案「委員長の選任について」であるが、岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱第4に「委員会に委員を置き、委員長は委員の互選とする。」と規定している。委員長の互選の方法について、提案願いたい。

[千葉指導審査課長]

特に推薦等がなければ、事務局案としてよろしいか。

[各委員]

異議なし。

[千葉指導審査課長]

それでは、事務局案により大和久委員に委員長をお願いしたいがいかがか。

[各委員]

異議なし。

[千葉指導審査課長]

大和久委員に委員長をお願いする。

[大和久委員長]

委員の皆さん、事務局の協力を得ながら苦情の検討を真摯に行いたいと思うので、よろしく願います。

それでは、議事を進行する。

委員長職務代理者について、岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱第4の3により「委員長があらかじめ指名」ということであるが、中野委員にお願いしたいと

思うがいかがか。

[中野委員]

了解する。

[大和久委員長]

それでは、中野委員よろしく願います。

(6) 報告事項（主な質疑事項等の内容）

1 報告第1号「岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱等の一部改正について」

[委員]

参考資料4において、「10日以内」と「10作業日」という2種類の記述があるが、どう違うのか。

[事務局]

参考資料2「政府調達に関する苦情の処理手続」の3「期間」にあるとおり、日数は暦日により、作業日は県の休日でない日による。

[委員]

県の休日は、ホームページを見ればわかるのか。

[事務局]

ホームページには特に掲載されていない。土日祝祭日や年末年始をいい、実際に勤務する日のことである。

[委員]

TPP協定は「その他の国際約束」に含まれているか。

[事務局]

含まれていない。日本と他国との間で結ばれた二国間協定のことである。

[委員]

TPP協定が発効した場合は、また改正することになるのか。

[事務局]

そのとおりである。

2 報告第2号「平成28年度及び平成29年度に特例政令が適用される予定価格の額について」

3 報告第3号「平成27年度の特定期調達契約状況について」

4 報告第4号「平成28年度の特定期調達計画について」

5 報告第5号「他県における政府調達に係る苦情申立ての状況について」

[委員]

福岡県がこの取りまとめをしようとした趣旨は何か。

[事務局]

照会文書に記載されていると思うが、この場では分からない。

[委員]

申立て件数が半年間で4件というのは多いほうなのか。

[事務局]

例年よりは多いほうである。例年は、全国でも1件あるかないかという状況である。また、内閣府で所管している国の委員会においては、平成27年は1件も申立てがない状況である。

申立てを受理した2件は、いずれも同じ会社から申立てされたものであり、実質は1件と考えられる。

[委員]

申立ての期間は全国一律の規定となっているのか。

[事務局]

特に定められたものはなく各県において独自に決めてかまわないが、国から規程の例が示されており、各県ともそれに倣っているものと思われる。

このような制度が創設される時は、国からモデルが示されるのが通常であり、県によって違うのは合理的でないものである。

[委員]

10日間というのは短いような気がする。

[委員]

確認するだけで10日たってしまう。

[委員]

合理的に知り得たかどうかで争いになったことはないか。

[事務局]

ないものと思われる。

(7) その他

[大和久委員長]

次回の委員会の開催について確認したい。

委員会の開催時期については、特に規定がなく、平成18年度以降は、苦情申立てがない場合は委員改選時のみ開催し、その他の年度は資料提供のみとしている。

申立てがあった場合は別であるが、特に協議することがない場合は、委員改選時に開催することとしたいが、よろしいか。

[各委員]

異議なし。